

二 爭議發生月日

四月廿四日發生
四月廿九日解決

三 事業主側

(1) 名稱 株式會社サカエヤ

(2) 本社並所屬出張所ノ所在地

本社 下谷區同朋町一番地

出張所 上野 下谷區上野廣小路一番地上野松坂屋内

出張所 銀座 京橋區銀座六丁目一番地銀座松坂屋内

(3) 事業主ノ住所氏名

下谷區上根岸八一

取締役社長 藤倉傳三郎

(4) 事業ノ種類 飲食物營業(飲食物ノ製造加工販賣)

(5) 資本金 金五十万圓(払込額三十五万圓)

(6) 企業系統 松坂屋系

(7) 使用労働者数

上野出張所 男二〇八 女八四 計二九二

銀座出張所 男五三 女二〇 計七三

(8) 労働負債銀 最高月給八十五圓 最低月給三十五圓
平均月給二十六圓八錢(何れも三食付)

(9) 退職手当制度並福利施設ノ有無 ナシ

(10) 事業主ノ団体關係 ナシ

四 労働者側

(1) 爭議参加者数 三六四(全員)

(2) 爭議参加者中組合加盟者数並其ノ組合名 二七〇名 總同盟關東合同労働組合

(3) 應援団体名 總同盟關東合同労働組合

五 爭議發生原因

上野松坂屋及銀座松坂屋各食堂ノ調理ヲ營業トシテ、アル標